"かってない大問題"

斉藤議員 中間驛失敗すれば

(二面から)

嶺和衛氏　大体の経過は判つたが、重要な二、三の点を聞きたい。経費の分担と道路の問題は部落でやるというが無んでもない勘違いである。五十五万円の負担をすると理事者は公文書で回答しというが議会で議決せずに回答が出せるかどうか道路については急速に町道の認定をすべきもので部落がやるからとして放任できるのか、議決権を無視しておこなわれているのではないか。

川上町長　乗降場の設置は関係部落が申請するのに対して町が副申するので議決を要するが　道路は全部申請の方でやり、五十五万円も申請者が納める。これに対して町が補助する場合は相談して議決する。ブルは公共的なことに使用させている。

嶺和衛氏　答弁のようなことを質問しているのではない。いやしくも駅に通ずる道路は重要な道路で認定しなければならない勝手に部落に任せておけるものか　議決なしにやつてもいいのか。

川上町長　他の方面では乗降場は簡単にできており鉄道の方針でも歩道程度でよろしいときいている　町長の考え方は飛んでもない考え違いだなぜ町が申請したのか、町の申請だから問題としている。西一線の方の話もきいてくれたいというブルが入つているのは議員も知らない、歩道も排水も相当な距離があり、西一線の方も納得すればいいといつている。私も愛想がつきている。議員を侮辱するなら議会でいう、住民を納得させる責任は理事者にある。第一回のブルを入れるときは納得させてからとの条件があつたのに何も講ぜずにやつている。議決したからやるのではなく親心をもつて円満に行くべきで町政にヒビの入らぬように考えるべきだ。こんどどうするのか、駅ができても条件を実行できねば三年も五年も利用出来ない、くだらないことに何回も議会を招集しておりながらこうした重要な問題にはひらかない。

斎島美晴氏　答弁を聞いて心外である。なぜ中間駅がグヅツイているか二月の文書をこれまで只の一回も報告していない。町長の部落がつけたいからつけてやればいいは大きな考え違いだ、二カ所の申請がなければいいがあくまでも部落の申請で町がやるとして真剣に討議した。ブルの使用には条例があり契約がいる、ギマン政策で既成事実をつくつてやるということがアリ〳〵とみえる。

諸戸助役　二月の公書は照会なので納得のゆく資料がいるので三月に鉄道へ参りその結果を報告したブルは当初から関係部落に何日間か使用させる考えで応援した。

斎島美晴氏　難点のある鉄道の条件は道路のことで地元へ相談しても納得できぬ、道路ができない限り汽動車は停めないという。何のために中間駅をつくるのか、請書をやつてあるが　今まで円満な話し合いもなく、自信があるのか。

諸戸助役　道路は条件なので関係部落と話し合い納得のゆく方法で善処し努力したい。

湯浅義雄氏　午前中からの発言はもつともで、理事者のすすめ方はまづく、重要性の認識を欠いている。過程も重要だが、こんごの対策が重要で努力願いたい。

西村彦三郎氏　なぜ理事者は両部落の緩和策をとらなかつたのか、早急にすすめるべき確信があるのか。

川上町長　最終的な鉄道の方針がスツキリしないために遅れた。

大原茂氏　申請の個所は難点があり受理し兼ねるという二月の公書を強く報告されれば議決の変更を要求した。附帯条件の道路の目安をつけて着工してほしかつた。

川上町長　公書は照会で、それで議決変更はできないと考え　議決変更によつても円満にゆくとは考えられず、議決に従つて土地所有者曾根鶴治、川上明治の両氏から一土地の使用は絶対お断りする」という申入れがあり、各氏から陳情というよりも理事者に対しての抗議的な質疑応答がおこなわれ「町長は乗降場というが鉄道からの文書はすべて中間駅として町へきている。そこに大きな考え違いがある」「土地所有者に何の相談もなく承諾書は役場で保管していると鉄道に対して町は嘘の公文書を出している。このような町長は信用できない」「十一月の測量の際、地元住民を立会させてほしいという鉄道の申入れを町は無視している」などの発言があり十五分ほどで本会議を再開議案第一号の追加更正町予算案を上程、高橋総務課長から提案説明があつて総括質問に入る。

多田梅松氏　本年災害の共励橋の補助が決つたというがなぜ提案しないのか石川家から寄附金はその後どうなつたのか。

諸戸助役　公共災害三本二百三十四万五千円、共励橋四八十四万円（農用施設災害）その外単独起債を入れ九百三十万円の工事費となるが、大体二月にならねば確定せぬという。（以下四面へ）

影山平氏　休憩にして話をきくべきだ。

齊藤昇氏　二点に絞られている、一点は二月の公書の問題、一点は道路の問題に対して理事者は甘い考えで臨んでいる。どちらも足寄町民である。最終的に塩幌と決定して建設委員会としては西一線の諒解が前提としてお願いしたのにブルをもつて行つて多分に刺激した、その非を卒直に認めるべきだ公書の核心にふれる説明はなく、とりつけ道路が解決されなければ困難となり、未だかつてなく大きな問題となる。最終的な責任は誰にあるかる考えて決意をもつて当つてほしい。

ここで休憩して、西一線部落の川上基氏ほか数名からの陳情をきくことにし、問題の駅への最短歩行道路の土地所有者曾根鶴治、川上明治の両氏から一土地の使用は絶対お断りする」という申入れがあり、各氏から陳情というよりも理事者に対しての抗議的な質疑応答がおこなわれ「町長は乗降場というが鉄道からの文書はすべて中間駅として町へきている。そこに大きな考え違いがある」「土地所有者に何の相談もなく承諾書は役場で保管していると鉄道に対して町は嘘の公文書を出している。このような町長は信用できない」「十一月の測量の際、地元住民を立会させてほしいという鉄道の申入れを町は無視している」などの発言があり十五分ほどで本会議を再開議案第一号の追加更正町予算案を上程、高橋総務課長から提案説明があつて総括質問に入る。

多田梅松氏　本年災害の共励橋の補助が決つたというがなぜ提案しないのか石川家から寄附金はその後どうなつたのか。

諸戸助役　公共災害三本二百三十四万五千円、共励橋四八十四万円（農用施設災害）その外単独起債を入れ九百三十万円の工事費となるが、大体二月にならねば確定せぬという。（以下四面へ）

くすり・化粧品
婦人装飾品
朝妻天光堂薬局
三笠通り T143

菓子問屋
総安堂
遠藤総之進
足寄町 T二一三

食料品 菓子 果実 野菜
みなさまの
芳賀商店
芳賀初夫
三笠通り T140

賀正
一九五九年
元旦

市原機械
市原四四三
三笠通り T一五九

あけましておめでとうございます
ことしもよろしくおねがいいたします
久保呉服店
久保正夫
足寄駅通り T三六〇

あらゆる金物一式
建築資材器具
御家庭用品一切
新海金物店
足寄駅前 T28

時計・メガネ
印判・カメラ
電気器具
田口時計店
田口由夫
足寄駅前 T一一〇

ラジオ・電気器具・【販売修理】
東芝・ゼネラル・コロムビア　込山ラジオ店
日用品・雑貨・菓子・たばこ・切手・印紙　込山商店
町立足寄病院前 T361

玩具 化粧品 書籍 雑誌 文房具
森書店
足寄駅通り T36

親切本位
福井屋旅館
多田梅松
足寄稲荷神社前 T201

司法書士
渡辺昭事務所
足寄町登記所前 T二四〇

健康保険医
生活保護指定医
鉄道嘱託医
渡辺歯科医院
渡辺幹男
足寄駅前 T三三〇

オートバイとスクーター
渡辺モータース
渡辺安
足寄駅通り T一四九

新春娯楽名画揃い
日本劇場
真鍋勝
足寄町 T155

渡辺自転車商会
渡辺有賢
足寄駅通り T一四九

木材業
新津進
足寄町 T三一一

味噌醤油醸造店
高橋安蔵
足寄町 T一七八

新春のお買物は
足寄商店協和会
加盟店で！

パイロット スーパー万年筆　岩佐商店　T一六〇
塩 雑菓 貨子　所商店　T一五八
雑 果 貨実　大塚商店　T二七五
雑 食 料 貨品　加藤商店　T二五二
贈答 観光 土産品　山陰菓子舗　T一二三
塩 たばこ　松永商店　T一六八
雑 食 料 果実品　藤本商店　T一六二
雑 菓 たばこ 貨子　平訳商店　T二四九
生菓子と進物・折詰　松月堂菓子舗　T二二五
鮮魚 野菜　鈴木魚店　T一五

鷲足商店
鷲足末治
足寄町上足寄

伊藤商店
伊藤義夫
足寄町中足寄

安
味噌醤油醸造店
高橋安蔵
足寄町 T一七八